

令和5年7月11日 公告

「令和5年度 配水管布設工事設計業務委託一3」

設計図書の特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
工事設計書 特記仕様書 8頁 9. 安全費	<p>(誤)</p> <p>8. 作成に関する詳細事項 各設計路線の工事名称及び整理番号、調整図面、設計図面、設計図書等の作成に関する詳細は、監督職員がその都度指示する。</p> <p>9. 安全費 地中探査業務の安全費率は「市街地甲」を適用している。調査にかかる直接調査費については歩掛見積を採用しており、地中探査測定を安全率の対象工種としている。諸経費率については「令和4年度 測量業務積算基準（別表第1）」を基に算出している。</p> <p>10. 書類の提出期限 提出書類の内、調整図面については監督職員と協議の上、内容を確定するものとする。提出時期については道路工事調整協議会における各設計路線の調整図面について監督職員の指示を受けた上で、企業間調整実施日の1カ月前とする。 各設計路線の成果品一式の提出期限については、契約後に監督職員より指示するので、工程管理を徹底し、遵守しなければならない。なお、成果物提出期限において成果物の内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正を行い、完成検査日までに提出しなければならない。また、提出期限等を変更する場合は監督職員がその都度、指示する。履行期限とは成果物の修正や契約変更手続き、完成検査を含む期間である。</p> <p>11. 業務の一部中止、追加及び変更 本業務の配水管設計の設計路線のうち、新舗装等の外的要因により本工事計画が中止、もしくは延期となった場合、監督職員が当該路線の設計業務の中止を指示する。あるいは、未認定地調査及び依管設計の実施、配水管設計延長の増減、設計路線の追加等を監督職員が指示する場合は、現場状況及び関係機関との協議等により、昼間及び夜間作業、調査路線を変更する場合がある。なお、調査路線及び調査方法の決定については、履行前に監督職員と協議し決定すること。また、数量は想定であり、監督職員の指示により増減することがある。なお、これらは設計業務の対象とする。</p>	<p>(正)</p> <p>8. 作成に関する詳細事項 各設計路線の工事名称及び整理番号、調整図面、設計図面、設計図書等の作成に関する詳細は、監督職員がその都度指示する。</p> <p>10. 書類の提出期限 提出書類の内、調整図面については監督職員と協議の上、内容を確定するものとする。提出時期については道路工事調整協議会における各設計路線の調整図面について監督職員の指示を受けた上で、企業間調整実施日の1カ月前とする。 各設計路線の成果品一式の提出期限については、契約後に監督職員より指示するので、工程管理を徹底し、遵守しなければならない。なお、成果物提出期限において成果物の内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正を行い、完成検査日までに提出しなければならない。また、提出期限等を変更する場合は監督職員がその都度、指示する。履行期限とは成果物の修正や契約変更手続き、完成検査を含む期間である。</p> <p>11. 業務の一部中止、追加及び変更 本業務の配水管設計の設計路線のうち、新舗装等の外的要因により本工事計画が中止、もしくは延期となった場合、監督職員が当該路線の設計業務の中止を指示する。あるいは、未認定地調査及び依管設計の実施、配水管設計延長の増減、設計路線の追加等を監督職員が指示する場合は、現場状況及び関係機関との協議等により、昼間及び夜間作業、調査路線を変更する場合がある。なお、調査路線及び調査方法の決定については、履行前に監督職員と協議し決定すること。また、数量は想定であり、監督職員の指示により増減することがある。なお、これらは設計業務の対象とする。</p>
	9. 安全費 地中探査業務の安全費率は「市街地甲」を適用している。調査にかかる直接調査費については歩掛見積を採用しており、地中探査測定を安全率の対象工種としている。諸経費率については「令和4年度 測量業務積算基準（別表第1）」を基に算出している。	削除

令和5年7月11日 公告

「令和5年度 配水管布設工事設計業務委託－5」

設計図書の特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
工事設計書 特記仕様書 8頁 9. 安全費	<p>(誤)</p> <p>8. 作成に関する詳細事項 各設計路線の工事名称及び整理番号、調整図面、設計図面、設計図書等の作成に関する詳細は、監督職員がその都度指示する。</p> <p>9. 安全費 地中探査業務の安全費率は「市街地甲」を適用している。調査にかかる直接調査費については歩掛見積を採用しており、地中探査測定を安全率の対象工種としている。諸経費率については「令和4年度 測量業務積算基準（別表第1）」を基に算出している。</p> <p>10. 書類の提出期限 提出書類の内、調整図面については監督職員と協議の上、内容を確定するものとする。提出時期については道路工事調整協議会における各設計路線の調整図面について監督職員の指示を受けた上で、企業間調整実施日の1カ月前とする。 各設計路線の成果品一式の提出期限については、契約後に監督職員より指示するので、工程管理を徹底し、遵守しなければならない。なお、成果物提出期限において成果物の内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正を行い、完成検査日までに提出しなければならない。また、提出期限等を変更する場合は監督職員がその都度、指示する。履行期限とは成果物の修正や契約変更手続き、完成検査を含む期間である。</p> <p>11. 業務の一部中止、追加及び変更 本業務の配水管設計の設計路線のうち、新舗装等の外的要因により本工事計画が中止、もしくは延期となった場合、監督職員が当該路線の設計業務の中止を指示する。あるいは、未認定地調査及び依管設計の実施、配水管設計延長の増減、設計路線の追加等を監督職員が指示する場合は、現場状況及び関係機関との協議等により、昼間及び夜間作業、調査路線を変更する場合がある。なお、調査路線及び調査方法の決定については、履行前に監督職員と協議し決定すること。また、数量は想定であり、監督職員の指示により増減することがある。 なお、これらは設計業務の対象とする。</p>	<p>(正)</p> <p>8. 作成に関する詳細事項 各設計路線の工事名称及び整理番号、調整図面、設計図面、設計図書等の作成に関する詳細は、監督職員がその都度指示する。</p> <p>10. 書類の提出期限 提出書類の内、調整図面については監督職員と協議の上、内容を確定するものとする。提出時期については道路工事調整協議会における各設計路線の調整図面について監督職員の指示を受けた上で、企業間調整実施日の1カ月前とする。 各設計路線の成果品一式の提出期限については、契約後に監督職員より指示するので、工程管理を徹底し、遵守しなければならない。なお、成果物提出期限において成果物の内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正を行い、完成検査日までに提出しなければならない。また、提出期限等を変更する場合は監督職員がその都度、指示する。履行期限とは成果物の修正や契約変更手続き、完成検査を含む期間である。</p> <p>11. 業務の一部中止、追加及び変更 本業務の配水管設計の設計路線のうち、新舗装等の外的要因により本工事計画が中止、もしくは延期となった場合、監督職員が当該路線の設計業務の中止を指示する。あるいは、未認定地調査及び依管設計の実施、配水管設計延長の増減、設計路線の追加等を監督職員が指示する場合は、現場状況及び関係機関との協議等により、昼間及び夜間作業、調査路線を変更する場合がある。なお、調査路線及び調査方法の決定については、履行前に監督職員と協議し決定すること。また、数量は想定であり、監督職員の指示により増減することがある。 なお、これらは設計業務の対象とする。</p>
	9. 安全費 地中探査業務の安全費率は「市街地甲」を適用している。調査にかかる直接調査費については歩掛見積を採用しており、地中探査測定を安全率の対象工種としている。諸経費率については「令和4年度 測量業務積算基準（別表第1）」を基に算出している。	削除